

寄居町監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに寄居町監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和6年10月25日

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 吉田 正美

記

1. 実施月日 10月8日(火) 午前9時00分～午後3時30分  
10月9日(水) 午前9時00分～午後3時30分
2. 実施場所 寄居町役場第3委員会室及び現地
3. 監査対象
  - (1) 委託料 ①コンビニ収納業務委託料  
②健康弁当開発支援事業委託料  
③デマンドタクシー運行業務委託料(町外運行業務含)  
④業務継続計画改定業務委託料  
⑤鉢形城歴史館常設展示替事業
  - (2) 補助金等 ①寄居町よりそい事業補助金  
②放課後児童健全育成事業利用料補助金  
③観光農業推進協議会補助金  
④中心市街地賑わい創出事業補助金  
⑤協働な道づくり事業補助金  
⑥放課後児童健全育成事業費特別補助金(学童トイレ)
  - (3) 工事請負費 ①道路改良工事(町道125号線)  
②道路改良工事(町道1166号線)
  - (4) 備品購入費 ①救命教育推進事業(心肺蘇生法訓練用マネキン購入費等)

#### 4. 監査目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定により、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合しているか、事務事業の執行が法令に適合しているか、また、最少の経費で最大の効果を挙げるよう組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として寄居町監査基準(令和2年4月施行)及び令和6年度寄居町監査計画に基づき、令和6年度定例監査を実施した。

なお、監査に当たっては、町民の視線から執行状況を確認することにより、行財政運営の健全性と透明性の確保を図るとともに、住民福祉の増進に資することに意を用いた。

#### 5. 監査結果

##### (1) 委託料

###### ① コンビニ収納業務委託料

- ・ コンビニ納付の割合について
- ・ コンビニ納付の件数について
- ・ 1件当たりの手数料について
- ・ コンビニ納付の手数料の精算について
- ・ 契約方法について
- ・ 6年度予算の増額について
- ・ コンビニ納付のメリットについて
- ・ 機密の保持、個人情報の保護について
- ・ 払込金の月間締回数について
- ・ 月ごとの納付の件数の締め日について
- ・ 支出命令の決裁区分について
- ・ コンビニ納付で納期が経過した場合の延滞金の発生について
- ・ 口座振替の状況について
- ・ 個人情報には留意してもらいたい

###### ② 健康弁当開発支援事業委託料

- ・ アイルコーポレーション株式会社への委託内容について
- ・ 予算額と契約額との差の理由について
- ・ 販売額と弁当を作る費用の差額の負担について
- ・ 販売の利益について
- ・ アイルコーポレーション株式会社の弁当販売の免許について
- ・ 女子栄養大学の学生への謝礼について
- ・ 弁当の普及、拡大させる方策について
- ・ 今の時点で手応えについて

- ・PRの仕方について
- ・アイルコーポレーション株式会社を選んだ理由について
- ・事業成果が町民に普及されることが必要と思うので、研究してもらいたい

### ③デマンドタクシー運行業務委託料（町外運行業務含）

- ・指名競争入札の仕方について
- ・入札業者について
- ・小川赤十字病院と埼玉県立循環器・呼吸器病センターを選定した理由について
- ・県北都市間路線バスの便数について
- ・運賃収入の受入れ先について
- ・利用人数について
- ・デマンドタクシーの運転手について
- ・運行業務委託「その1」と「その2」で委託料に差が生じることについて
- ・乗り合い率について
- ・乗り合いの組み合わせについて
- ・システムの利用の形態について
- ・実利用人数について
- ・町外便の運賃の決定について
- ・実証運行の状況について
- ・事故及び苦情について
- ・運行システムについて
- ・予約センターの場所について
- ・予約の状況について

### ④業務継続計画改定業務委託料

- ・委託の請負業者について
- ・契約方法について
- ・補助金について
- ・今回の改定の内容について
- ・中央ジオマチックスの業務実績について
- ・計画策定における町の関わりについて
- ・災害時には一般業務の中でどれを優先するのかを決めていく計画と認識して進めていただきたい
- ・町は最後まで関わって、業者のペースでやるのではないようにしてもらいたい

### ⑤鉢形城歴史館常設展示替事業

- ・補助率について
- ・契約方法について
- ・事業実施のきっかけについて

## (2) 補助金等

### ① 寄居町よりそい事業補助金

- ・ 協定書の内容及び公表について
- ・ 補助金の上限額 200 万円について
- ・ ウェルシア以外の参入について
- ・ 移動販売車の改修の補助について
- ・ 移動販売を 5 年間継続できなかった場合について
- ・ 事業期間の実績報告の提出について
- ・ 移動販売の手ごたえについて
- ・ 県内のウェルシアの移動販売の状況について
- ・ 今後の検証について

### ② 放課後児童健全育成事業利用料補助金

- ・ 予算額より事業費が多い理由について
- ・ 財源について
- ・ 委任状の継続使用について
- ・ 補助金の流れについて
- ・ 寄居町学童保育の会について
- ・ 施設長について
- ・ 資格について
- ・ 給与の支払いについて
- ・ 事業の継続について
- ・ 利用料の徴収について
- ・ 法人化を望む

### ③ 観光農業推進協議会補助金

- ・ 補助金の算出根拠について
- ・ 予算の固定化について
- ・ 協議会の経理処理について
- ・ 視察研修の経費について
- ・ 協議会の設立時期について
- ・ みかんダンボール及び苗木の交付時期について
- ・ 添付された領収書について
- ・ 補助金の財源について
- ・ 後継者について
- ・ 視察研修費用への支出と会費（研修参加費）については、受益者負担の観点からの検討を要する。

④中心市街地賑わい創出事業補助金

- ・補助金の増額補正について
- ・事業の参加者数について
- ・補助金の財源について
- ・寄居カオースメントまつりの状況について

⑤協働な道づくり事業補助金

- ・町道の地元負担について
- ・県内の状況について
- ・他地区からの要望について
- ・セットバックした部分の同意について

⑥放課後児童健全育成事業費特別補助金（学童トイレ）

- ・トイレの所有について
- ・教室の財産的整理について
- ・支払いが済んだ後、しっかりと検査を行っていただきたい

(3) 工事請負費

①道路改良工事（町道125号線）

- ・工事の検査員について
- ・ゼロ債務について
- ・ゼロ債務で行う理由について
- ・契約の変更について
- ・グリーンベルトの目的について

②道路改良工事（町道1166号線）

- ・図面の設計者について
- ・設計変更について

(4) 備品購入費

①救命教育推進事業（心肺蘇生法訓練用マネキン購入費等）

- ・救命教育の対象学年について
- ・救命教育の時間割について
- ・教職員のAEDの操作の熟知について
- ・耐用年数について
- ・救命教育の県内の状況について
- ・契約方法について
- ・小学校1、2年生の指導について

## 6. 講 評

今回の定例監査は、前記4の監査目的を踏まえ、書類審査8件及び現地調査を伴う審査6件について、提出された調査票、関係書類及び担当職員からの説明聴取等により実施した。

このうち「委託料」については、コンビニ収納業務委託料など5件（令和5年度実施の鉢形城歴史館常設展示室デジタルコンテンツ制作業務委託を含む。）について、委託内容及び委託先の選定、所期の成果が得られるか等の確認を行った。

また、「補助金」については、寄居町よりそい事業補助金など4件について、補助の目的及び手続き、公益上の必要性、成果等について確認を行った。

現地調査を伴う「工事請負費」及び「補助金」については、道路改良工事（町道125号線）など4件について、主に進捗状況等の確認を行った。

「備品購入費」については、教育委員会が救命教育推進事業を実施するための心肺蘇生法訓練用マネキン及び訓練用AEDセット等の購入について、現品の確認、利用状況について聴取した。

以上14件について慎重に審査を行った結果、概ね適正に執行されていると認められた。なお詳細は、以下のとおりである。

### （1）委託料

コンビニ収納業務委託料は、納税者がコンビニエンスストアで納付した町税の収納業務（スマートフォン決済アプリによる納税分を含む。）を委託するものである。納税額ベースでのコンビニ利用状況（令和5年度）は、町税で8.2%、国民健康保険税は27.7%で前年度に比較すると若干減少している。委託料は、基本料金（月額）のほか、収納件数に比例した収納代行手数料が必要となるが、令和6年度から1件当たり55円が80円に引き上げられたところである。納入方法の構成割合は、町税及び国民健康保険税とも「口座振替」が最も多いが、「納税者の利便性の向上と納税環境整備の観点から、口座振替をはじめコンビニエンスストア収納やキャッシュレス決済アプリの利用促進を図った。」（令和5年度成果説明書P50）ところであり、利便性の向上とともに徴税費用の節減に努められたい。

健康弁当開発支援事業委託料は、本町に高血糖や高血圧の者が多いことから、塩分・糖質の摂取についての改善を図ることを狙いとし、包括連携協定を締結している女子栄養大学（坂戸市）の協力のもと、健康長寿戦略の一環としての「YORIIKENKO弁当販売促進業務」を、農産物加工施設「里の駅アグリ館」の指定管理者に委託したものである。これまでに、調理方法の「レクチャー会」や「完成披露会」、「町民との弁当共食会」の日程を終了し「弁当販売促進」に移行したところであり、事前予約の状況は良好である。「YORIIKENKO弁当」の販売を一つの契機として、町民の普段の食生活の改善促進の取り組みが求められる。

デマンドタクシー運行業務委託料は、寄居町デマンド型乗合タクシー運行業務を一般乗合旅客自動車運行事業者に委託するためのものであり、令和5年度までは町民の移動の確保を図るため、年末年始（12月29日から1月3日）を除く通年運行する

1号車、年末年始と日曜及び祝日を除き運行する2号車、スロープ式車いす対応で年末年始を除き運行する3号車(福祉車両)の3台体制で運行してきたところであるが、令和6年9月から令和7年1月の間、町外2か所の病院と寄居駅・男衾駅を行き来する専用便の実証運行が開始された。デマンドタクシー(愛のりタクシー)の利用者は、増加傾向にある。利用登録者の男女比は、概ね男2:女3で、60歳以上の高齢者が全体の4分の3を占めている。また利用先もスーパーマーケットや病院が大半であり、買い物や通院目的の利用がほとんどである。町外病院への実証運行については、その実績や課題を評価し、本格運行実施の可否等を検討されたい。

業務継続計画改定業務委託料は、平成30年2月に策定した寄居町業務継続計画に、国や県の最新情報及び寄居町地域防災計画を反映させるための改定を行うものである。町の業務継続計画は、大規模災害発生時に行政機能を維持するための計画であり、近年、他地域では現計画の適用基準に該当する事象が頻発しており、十分な備えの必要性が高まっている。もとよりこの計画が発動されることを望むものではないが、改定後の計画についてもその内容を職員が十分に理解し、大規模災害発生等の非常時に備えることが肝要である。

鉢形城歴史館常設展示替事業は、令和5年度の主要事業として、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、鉢形城歴史館を利用しなかった・できなかった層の来館を促進し、来館者の増加と周辺の活性化を図るものである。常設展示室デジタルコンテンツの制作業務を委託し、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)コンテンツやVRチャンバラ「VS北条氏邦」を体験できるものとなっている。令和6年度の入館者は、9月末現在9,200人で前年度に比較し128.3%となっている。

## (2) 補助金

寄居町よりそい事業補助金は、町と健康増進及び地域福祉の向上等に関する連携協定を締結した者が、高齢者等見守りなど移動販売以外の付加価値をつけて生鮮3品(魚・肉・野菜)等の移動販売を実施する場合、移動販売車の新規購入及び当該移動販売車の改修に要する経費の一部を補助するものである。今現在、移動販売を想定し連携協定を締結した者はウエルシア薬局株式会社(東京都)のみで、当面、補助対象者の拡大は見込めない。

放課後児童健全育成事業利用料金補助金は、町内の放課後児童健全育成事業(学童保育)を利用する児童の保護者(受給者)を対象に、保護者が事業者を支払う利用料のうち児童一人当たり月額1,500円補助するものである。受給者は、それぞれの児童保育所(学童クラブ)ごとに、事業者の長(補助金交付要綱では「施設長」)を代理人と定め、補助金の申請等を委任している。このため町は、それぞれの学童クラブからの申請に基づきそれぞれの口座に補助金を振り込んでいる。(12学童クラブに個別に補助金を交付している。放課後児童健全育成事業委託料も同様の事務処理を行っている。)

観光農業推進協議会補助金は、農林業振興事業のうち特産品開発事業として果樹栽培農家等で組織する寄居町観光農業推進協議会に対し、①新たな農産物の研究・開発②既存農産物の特産化及び高付加価値化の研究・開発③①②に基づく生産・加工・流

通・販売施設等の整備を補助対象としている。しかし、協議会会員の高齢化や会員数の減少に伴い、現状は、果樹苗木及び資材等の購入に要する経費の補助や視察研修費の一部に充当されている。

中心市街地賑わい創出事業補助金は、寄居町中心市街地活性化基本計画に設定する区域で賑わい創出のため実施する取り組みに要する費用に補助金を交付するものである。都市計画道路中央通り線、寄居駅南口駅前広場、令和5年4月にオープンした寄居駅南口駅前拠点施設（y o t t e c o）、賑わい創出交流広場（Y O R I B A）など中心市街地活性化事業で整備した区域の賑わい創出が喫緊の課題となっていたことから、令和5年度からの新規事業として実施したものである。

協働の道づくり事業補助金は、総延長753.8kmに及ぶ町道のうちの未舗装道路について、区が生コンクリートの原材料の支給を受けて実施する簡易舗装工事の施工に要する経費の一部を補助するもので、令和6年度から実施するものである。町からの生コンクリートの支給は従前から行われていたが、工事の施工は地域住民が行っていたことから、仕上がり不十分なケースも見られた。この補助金による工事施工においては、施工業者の参画が可能となったことから、施工済みの簡易舗装工事は良好な仕上がりとなった。

放課後児童健全育成事業費特別補助金（学童トイレ）は、令和6年度に新設された「寄居学童かわせみクラブ」専用のトイレを設置するものである。工事請負契約書の発注者は「寄居町学童保育の会会長名」であるが、補助金交付申請者は「寄居学童かわせみクラブ代表者名」とされ、また補助金交付決定書は「寄居学童かわせみクラブ代表者寄居町学童保育の会会長名」宛となっており、事業実施主体が明確に記載されていない。

### （3）工事請負費

道路改良工事（町道125号線）（三品中央道）は、令和元年度から6か年にわたり道路整備工事を計画的に実施してきたものであり、区画線設置工（グリーンベルト）の完了をもって概成した。「大型車通行不可」の看板が設置され、地域の生活道路として利便に供されることになった。

道路改良工事（町道1166号線）は、用土4区地内における舗装新設事業を債務負担行為の設定（ゼロ債務負担行為）を行い実施したものである。

### （4）備品購入費

救命教育推進事業（心肺蘇生法訓練用マネキン購入費等）は、町内小中学校において救命教育に関する授業を導入するため、心肺蘇生法訓練用マネキン及び訓練用AEDセットを購入整備し、各学校で児童生徒に操作法を体験させることにより、心停止した人（児童生徒を含む。）を発見した際の適切な判断・行動ができることを狙いとするものである。指導教員用1台のほか6台を整備し、各校を巡回し各学年に応じた指導方法で活用するものである。

### （5）意見・要望事項等

今回の定例監査では、新規・拡充が図られた事業の実施状況等及びこれまでに主要事業として位置づけ実施された事業の成果・効果について審査を行った。監査対象と

した事業の中には、町の広報誌「よりいCOLORS」でその概要が紹介されているが、主要事業の成果等については、これからも町民に積極的にPRしていくことが必要である。

補助金の交付先や委託先を非法人の任意団体としている事例があるが、補助金等が高額化していることから、迅速・適正な事務処理ができるかなど委託先や交付先のガバナンス体制にも留意し、必要性が認められた場合は、交付先等に改善を求められたい。

なお、補助金等の申請書類や添付書類に誤記等が散見された。補助事業等の事務処理に当たっては、適正な処理に一層留意されたい。